神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

オケケ「論議をよぶ国際法主体」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 1975-08-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2143

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

(紹介) オケケ「論議をよぶ国際法主体」

家　　正　治

I

国際法上の権利・義務が直接帰属する主体として，国家のみに限定するのが従来の国際法学の通説であった。[1] もっとも今日では，国家以外に一定の範囲内で個人や国際組織にも国際法主体性を認めるのが支配的な見解となっている。しかし，個人に国際法主体性を認めるとしても，どの範囲までそれが認められるかに関して見解は一致していない。[2] 現在においても，ソビエトの国際法理論では個人の国際法主体性を認めておらず，[3] また従来国際組織に関しても法主体性を一般に否定していた。[4] しかし，近年ソビエトの国際法理論に於ても国際組織の法主体性に関して，主権国家の法主体性と同一のものではなく特別の法主体性であるとするものの，国際組織に主体性を認める見解が登場している。[5] さらに，ソビエトの理論では，早くから民族が国際法主体性を有するという結論を出している。[6]

以上のように，どのような単一体が国際法上の主体として認められるのか，またどの範囲においてそれが認められるのかに関して学説上見解が争われ，国際法学上の大きな論点の一つであった。第二次大戦後，民族解放運動の高揚の結果，民族自決権が実定国際法上の権利として承認されてくるにしたが

(1) もっとも交戦団体のような国家に準じる単一体にも主体性を認めていた。
(2) 田畑茂二郎，国際法 I〔新版〕，昭和48年，177～202頁参照。
(3) ソ連科学アカデミー編，高橋通敏訳，ソビエト国際法の基礎理論，昭和46年，187～193頁。
(4) ソ連科学アカデミー編，岩淵節雄．長尾賢三訳，国際法上巻，昭和37年，95～96頁。
(5) ソ連科学アカデミー編，高橋通敏訳，前掲書，182～187頁。
(6) 前掲書，178～182頁参照。

って，民族解放運動の法主体性の問題，とりわけいかなる国際法関係においてそれが認められるかという問題が検討されて新しい理論の構成がなされなければならない。

ここに紹介する書物は，Chris N. Okeke, Controversial Subjects of Contemporary International Law, Rotterdam University Press, 1974, XXVI＋243pp. である。なお，本書には，「国際法の新しい実体とその条約締結能力の考察」(An examination of the new entities of international law and their treaty-making capacity) という副題が付されている。著者は，東部ナイジェリアに生まれ，同地で法学を学んだ。その後1963年から69年までキエフ大学でソビエト法，国際法および国際関係を専攻し，LL. M. を取得した後，1973年には，アムステルダム自由大学でPh. D. を受けている。このように，二つの異なる法体系の国で学んだ著者は，最近の国際社会の発展に呼応するように本書を出版したものである。本書の「序」をフィツモーリス(Fitzmaurice) が書いているが，彼は本書の意義の一つとして，これが新興国の若き法学者によって書かれたことを上げている。本書が，その表題にもあるように「論議をよぶ」(controversial) テーマをとり上げているというだけでなく，発展途上国の学者がどのように議論を展開しているかを考察する上でも大きな意味をもつものと考える。

本書の構成は，「序文」，13章および「要約」からなっており，各章の見出しは以下のようになっている。

第1章　国際法の主体——理論的考察

第2章　国際法の主体としての国家の概念

第3章　連邦の支分国の国際人格[(7)]

第4章　国際法の「議論のある」主体とその条約締結能力——ローマ法王庁

第5章　国際法上の未承認国家の人格——ローデシアに関するケース・スタディ

(7) 脚注(8)参照。

第６章　民族解放運動の地位と条約締結能力
同権及び自決の原則の具体的適用
第７章　バングラデシュの事例
第８章　国際社会とバングラデシュ
第９章　ビアフラの事例
第10章　国際法主体としての国際組織
第11章　国際組織の条約締結能力の基礎
第12章　国際法主体としての非政府間組織と私法人
第13章　国際法上の新しい主役(actors) の増殖のインパクト

以下，著者が興味深い議論を展開している点および紹介者がとくに関心を抱いている民族解放運動，自決権にかかわる箇所を中心に本書を簡単に紹介した後，若干の感想を述べることとする。

なお，ラビン(Rubin)が本書を“American Journal of International Law”で簡単な紹介を行っていることを付言しておく。[(8)]

II

まず序文において筆者は，国際法がキリスト教国を基礎にした国際社会の法から普遍的な世界社会の法に変化し，その中で特徴的なこととして国際法主体が拡大してきたことを指摘する。もはや，国際法は国家間の関係を規律するという前提は現在では十分ではない。国際社会には，国際連合やその関係機関，ＥＥＣ，赤十字国際委員会(ICRC)，連邦国家の支分国，民族解放運動，ローマ法王庁，未承認国家などの実体が存在し，これらは伝統的国際法の構造の再編成に少なからず参加している。これらは，今や程度の差こそあれ国際法の主体として承認されなければならない。またそれよりも低い程度ではあるが，今日私法人(private corporation) も国際法の発展への積極的な

(8) Alfred P. Rubin, Book Review, A. J. I. L., Vol. 69, No. 2, 1975, pp. 448～449. ラビンによれば，著者は国際法の主体(subjects) を国際人格(international personality) の所有者を意味するものとして使用しているとしている。

参加者である。著者は，以下の各章でこれらの条約締結能力に焦点をあてて，国際社会における位置を説明していく。

第1章において著者は，国際法主体性に関する西側とソビエトの学者の学説を紹介した後，それらは現在の種々の実体を抱含するようには対応していないと述べている。そして，実体が国際法上の能力を保有すると主張しても，実体そのものが登場し主張するまで国際法規則は作用しないと結論づけ，さらに実体が能力を有するかどうかは国際社会においてそれが機能する方法に依存するとする。従って，国際法人格の要素は国際法によって支えられるのではなく国際生活の事実そのものによって与えられるとしている。

第2章では，重要な国際法主体である国家の主権に関して考察がなされている。国家主権の原則は，国際法が依拠するコーナー・ストーンであり，他の国際法の原則もこの原則をめぐって展開されておりまた国家以外の国際法主体を考察する際の出発点として用うることができると述べている。結論として，著者は，もはや絶対主権の見解は排除されなければならず，従って国家以外の実体が国家と同様の十分な(full) 主権を保有しないという理由でそれらの法主体性が否定されてはならないとしている。

第3章において著者は，ドイツ連邦共和国，ソ連，スイス，カナダ，オーストラリアおよびアメリカ合衆国をとり上げ，その支分国の条約締結能力を分析する。著者によれば，連邦憲法が明確に支分国のそれを規定していない場合やさらに禁止していた場合でも，多くの連邦の慣行では支分国に条約締結を認めたと指摘する。(9) 国際法主体および条約締結能力を有するのは連邦国家のみであるとする伝統的見解は正しくない。支分国は限られた範囲ではあるが，憲法上もしくは慣行にもとづいて国際法人格を保有するとするのである。

第4章では，バチカン市国の地位について論じている。西側の学者は長らくバチカンの国際人格について一致した見解はなかったものの，今日では国

(9) Rubin は，その紹介の中で，著者の立証だけではこのような結論には同意できないとしている。

際人格を保有するというのが支配的な見解である。一方，ソ連の学者の見解では，バチカンは国家としての属性を有していないとしてこれを認めていない。しかし，著者は過去の種々の事実を上げて少なくとも慣行ではソ連はバチカンの国際人格を認めていると結論づけている。単に主権国家としての属性を保有していないということから国家ではない実体の国際人格を否定することはできない，またバチカンは種々の条約の当事者となっており条約締結能力をもち国際法主体であると述べている。なお，本章末に付属資料としてバチカンが参加している条約を列挙している。

第5章は，未承認国家の法主体性の問題をローデシア問題を中心に論じている。著者は，傾向として未承認国家の地位を国際社会の構成員の一部として見ていこうとする傾向が表われていると指摘する。スミス政権は，1965年11月11日に一方的独立宣言を行なったが，ローデシアはそれまで長年にわたり事実上(de facto) 独立していたことに注目しなければならないとする。「国家の権利および義務に関するモンテビデオ条約」の第一条に規定する国家の要件（人民，領土，政府および他国と関係をもつ能力）からしても，ローデシアはこれらの要件を保有している。新国家は他国の承認がなくとも存立するのであり，未承認国家は条約締結能力が認められ国際法上の主体である。このように，著者は，ローデシアは国際法上国家の地位が与えられる実体であると理解するが，他方国際法上国家としての必要な基準を保有していても，国際平和のために望ましいと考えられる場合，国連の権限ある機関による集団的行動をとることが禁止されるものではないと述べている。[10]

第6章では，民族解放運動の地位について考察がなされている。著者は，1970年の国連総会によって採択された友好関係宣言の成立過程を詳細に考察

(10) 著者は，実効的な政府が存在してもかならずしも十分国家としての地位が認められるかどうかという問題があるが，民族自決の原則が承認されている現在，植民地支配を継続したり人権の明らかな侵害を行なう政府の場合この原則に抵触すると述べている。ローデシア政府の場合，その政府は実効的であると言えども，少数者に経済・政治権力を集中し人権を侵害しているように考えられるとも述べている。

し，民族自決権が実定国際法上の権利として確立していると判断する。ついで，民族解放運動の国際人格に関するソビエトの学者の見解を考察する。例えば，コゼフニコフ(Kozhevnikov) は，個別の民族もしくは人民は，国際法の主体となりうる潜在者 (potentials) であり，また一定の条件の下では国家として承認されうる過渡的な資格をもつものとして考える。またクリーロフ (Krylov) やトゥンキン(Tunkin) も，独立のために戦っている民族は国際法の主体となると述べている。ソ連の学者の見解では，自決の原則は国際法上の権利であるということには一致しているが，著者はどの段階で潜在的な状態から真の国際法主体になるのか，またいつから独立のために戦っている民族や人民が国際人格を保有するのか明らかでないと言っている。なお，ルカシュク (Lukashuk) が，これらの民族は国家間の関係に参加する資格がないことから国際法上の人格を否定するが，著者は民族解放運動は援助を与える政府や組織と関係をもっていること，地域的な国際会議に少なくともオブザーバーを参加させていること，さらに戦闘に慣習国際法が解放運動にも及んでいることを指摘して反論している。また著者は，自決権を行使する民族(people) を,「他の集団と区別して自己の同一性を意識することによりこの同一性の実現を求める人民もしくは民族の集団」と定義する。そして，集団が自決権を保持するかどうかは具体的な事情にてらして考えられなければならないとし，また自決権の保持者は未独立国家の住民であるか否かを問わないと述べている。

第7章，第8章および第9章に於ては，自決権の実際の適用として，バングラデシュとビアフラの事例を考察している。

バングラデシュに関して，まず著者はパキスタン軍の攻勢にあいインドに逃れた臨時政府の法的地位について考察する。ついで，バングラデシュの闘争は人民の支持を得ており全人民の運動であったと分析している。また，インドの軍事介入の根拠として，インドは人道上の理由は別として経済的自衛 (economic-self-defence) を上げているが，著者はそのような十分強い事実

が存在する場合，自衛に相当する程度まで必要な力(force) の行使が——とくに他国の行為に不当な措置がある場合——正当化しうるであろうと述べている。この事例の場合，関係した問題は難民問題であった。

ビアフラに関して，この問題は当初国内問題であったが国際関心事の問題になった要因として，四点指摘している。(1)外国政府が双方に武器を供給したこと。(2)連邦軍の封鎖によりビアフラ人民の置かれた状況に関心が向けられたこと。(3)タンザニア，ガボン，ザンビアおよびハイチがビアフラを承認し，フランスが支持を表明したこと。(4)連邦政府がアフリカ統一機構(OAU)に持ち出したこと。ついで，ビアフラの統治機構を説明し，政治機構は27カ月の間すなわち紛争の終結まで実効的に機能していたこと，また運動は人民の支持を得ており民族的性格と規模を有していたとする。[11]過去の国際法は，人民の同意を意味するものとしてまた政府の正当性を確定する要素として，一定期間領土を事実上(de facto)支配しなければならないことが言われていた。しかし，現代国際法では，正当な政府の決定において一定の領土の事実上の支配ではなく，支配が行なわれうるかどうかというところに今や関心があるのであって，問題は人民の支持を得ているかどうかであるとする。また，新政府の国際法を守る意思の問題は通常政権掌握後の現実の行為の中で判断されるものであると言う。それでは，国の領土保全との関係ではどうであろうか。この原則は多くの条約中に規定されており，国連憲章，OAU 憲章も規定するものである。領土保全の概念は，他国の領土に対してこの原則を遵守しない国家に対して意図したものであって，これは国家内部から反乱が生じしめないことを国家に保証したものではない。OAU 憲章が規定する意図は，他国に対する加盟国の領土を保護するためにのみ意図されたものであり，当該国家内の勢力に対するものではない。さらに，OAU が自決権を行使する加盟国の一団の市民に圧力を加えることは，国内問題との関係から認められない。以上のこと

(11) ビアフラは，1968年6月29日，人民投票によってビアフラの帰属を決定することを提案したが，ナイジェリアは拒否したことを指摘する。

から，ナイジェリアから分離しようとしたビアフラは，国際法，OAU憲章，その他の法のいずれにも抵触しておらず，また国家の領土は国家の変化する運命に従って変更し時には消滅するものであることから領土保全の概念は神聖なものではないと結論する。そして，ビアフラは国家としての条件を満しており，ビアフラ国家は他国の支配の下になくさらにナイジェリアはビアフラを実効的に支配していなかったと述べる。さらに，自決の要求は，領土保全もしくは国内問題不干渉の原則の要求に優先されなければならないとしている。

第10章および第11章は，国際組織の国際法主体性と条約締結能力にあてている。著者は西側およびソビエトの学者の学説，判例および国際組織の慣行を紹介し，主権国家と同じ程度ではないが国際法主体性を認めている。国際組織に一定の国際人格を認める傾向に大きな方向づけを与えたのは，国際司法裁判所の「ベルナドッテ伯殺害事件」[12]に関する1949年の勧告的意見であり，そこでは国際人格の概念が明確に打ち出されていると指摘している。さらに，国際組織の条約締結能力に関して，国際組織は，明示に否定されていないかぎり，その目的に適合する条約を締結する能力を保有するものと見なされなければならないと結論する。

第12章では，非政府間組織および私企業の主体性について言及している。著者は，これらは国際人格を享有するとは言えないが，これらは国際舞台で政治的に重要な活動を行なっていることを指摘する。さらに，国家と私人の契約には国際法は妥当しないとするマクネア(McNair)およびカタン(Cattan)の見解を著者は受け入れられないと述べている。[13] そして，国際法はかつては国家間の関係の法であったが，今日それは国家に限定されず，「国家と組織（国家により創設されたものであれまた関係なく創設されたものであれ）の関係をともなうあらゆる関係の法」となっているとみる。

(12) Reparation for Injuries Suffered in the Service of the U. N.; 田畑茂二郎編，ケースブック国際法，昭和47年，37～40頁参照。

(13) ラビンの紹介では，彼は著者の見解はこの点はっきりしないと言っている。

最後の第13章は，著者の本書全体の結論部分である。新しい国際法主体の登場は，現代国際法の発展に大きな役割を演じている。国際法の実体が，事実と法が調和するように，新たに定められなければならない。国際社会の個個の実体は，現在および将来の国際関係に均衡に欠くべからざる必要な要因であるとする。

Ⅲ

本書を読了して感じる印象は，若いアフリカの学者である著者が，国際法学の基本問題である国際法主体性に関して意欲的に幅広く考察していることである。古くから，国際法主体論については，多くの学者が理論を展開していたが，そこで論じられていた議論は，国家以外には個人と国際組織がどの範囲まで法主体性が認められるかということが中心であった。民族自決権が，国際法上の最も重要な原則の一つとして承認されるにともない，民族解放運動の法主体性の問題が大きな問題となっている。著者は，民族解放運動やビアフラやバングラデシュの分離運動の事例の検討にも示されるように，民族自決権との関連から積極的に主体論を展開している。さらにとくに最近問題になっている多国籍企業や非政府間組織にも言及している。

もっとも，著者の分析にはまだ十分堀り下げがなされていない点や疑問に考えられる箇所が少なくはない。とくに，紹介者が関心を持っている部分からそのいくつかの例を上げて見ることにする。著者によれば，ローデシアは国家の要件をそなえていると判断するが，多数者の非ヨーロッパ人民が少数者である白人の植民地的支配の下に置かれている状況を自決権の観点からどのように把握されるべきか明確でない。また，いかなる人民が自決権を保有するかという問題に関して，著者は個々の事情にてらして考察さるべきと主張するが，この点に関する明確な基準が必要であろう。さらに，バングラデシュの分離運動に関係して，著者はインド軍の軍事介入を経済的自衛で正当化している。もっとも，民族自決権の承認とともに，民族解放戦争の合法性が認

められるようになっている。しかし，経済的自衛そのものにもとづく武力行使が実定国際法上認められるものか疑問である。また，著者はビアフラの分離運動——バングラデシュの場合もそうであるが——の正当性を主張するが，ナイジェリア中央政府とビアフラとの支配・服従関係はどのようであったかの分析がなされなければならないであろう。

このような疑義はあるものの，本書は最近の国際社会の構造の変化を知る上に貴重な研究であり，今後国際法主体の研究を進めていく上に種々の視点を与えている。本書で提起された問題点を早急に深く掘り下げていくことが必要であろう。